

資料 島田市環境報告書に寄せられた意見と回答

第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】において、公表した島田市環境報告書については、意見を募集し、それに対する回答を次年度の島田市環境報告書に掲載することとされています。令和元年度に作成しました環境報告書に対するご意見やご質問に対する回答や説明を下記のとおり掲載します。

意見1

大気環境監視体制において、島田で二酸化硫黄、金谷で硫黄酸化物と書いてありますが、両者の比較はできないのですか。

回答1

二酸化硫黄は硫黄酸化物の一つですが、旧島田市と旧金谷町では行ってきた検査の方法が異なっているため、記載と評価方法も異なります。分析会社に確認しましたが、分けて記載したほうがよいということでした。両者は厳密には異なるので比較はできません。

意見2

交通騒音結果は等価騒音レベルを使っていますが、音の大きい瞬間が無視されていませんか。

回答2

自動車騒音の評価手法は一般的に等価騒音レベルを採用するとされており、環境基準も等価騒音レベルで決められています。平均したら均されてしまう程度の瞬間的な騒音は、改造車等の影響かもしれないので警察へ通報する必要があります。